

Title	ウプサラ大学所蔵の二片の回疆公文書
Author(s)	堀, 直
Citation	内陸アジア言語の研究. 13 P.71-P.82
Issue Date	1998-09
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/17481
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

ウプサラ大学所蔵の二片の回疆公文書

堀 直

はじめに

本稿はスウェーデンのウプサラ大学に於いて、1995年10月筆者が遇々目にする機会を得た、19世紀末の回疆（現在の中国新疆ウイグル自治区南部）で作成された、2点の清朝公文書を紹介することを目的とする。

まず初めに、当該文書との遭遇の機会を与えてくださった、中国社会科学院中国辺疆史地研究センターの処長馬大正氏と、ストックホルム大学東方言語研究所所長 Staffan Rosén 教授に、特別の謝意を記しておきたい。

一 ウプサラ大学の中央アジア写本

ウプサラ大学図書館 (Uppsala Universitets Bibliotek) の写本部には、120余点の東テュルク語 (Osttürkisch) で書かれた写本が所蔵されている。それらの詳細は、公刊されている目録に譲るけれども、ここで紹介する文書は、写本そのものではなく、それらの写本のひとつの表装に再利用された両片の文書である。

「O-Nova 612 (旧 Nr. 719)」と登録ナンバーが付けられている写本は、中央アジアに根強い影響力をもっていた、スーフィ教団ウヴァイシーヤの経典『サトック=ボグラ=ハン伝』を中心に製本されたものである。

K. V. Zetterstéen 氏の執筆による目録 (*Die arabischen, persischen und türkischen Handschriften der Universitätsbibliothek zu Uppsala, II.*, Uppsala 1935) の序文 (S.9) では、Nr. 645・656・717~21 (現在では新番号 O-Nova. 608・609・610~614) の7点は、1930年に David Gustafsson 氏がカシュガルから将来した文献であることが述べられている。

全 361 葉で約 7 センチ程の厚さのある O-Nova. 612 写本は、表紙が厚紙で綺麗・丁寧に表装されている。その表紙の表と裏の「見返し」部の 2ヶ処、つまり

表表紙の裏と裏表紙の裏に、漢字とアラブ文字を持つ紙片が張り付けられている。この両片だけは、写本の他の部分がいわゆるホタン=ペーパーであるのとは紙質を異にしており、チャイナ=ペーパーである。表紙の大きさは縦 23.5 cm, 横 18 cm で、当該文書の現存部のサイズはふたつとも、縦は 21.2 cm, 横が 16 cm である。ただし周辺部と一部(両片とも右側の中下辺)に欠損がある(図版 XVIII・XIX 参照)。

なお、その他の6点の D. Gustafsson 氏の将来コレクションを調査したが、当該写本以外には、類似の事例は発見できなかつた。⁽¹⁾

二 ふたつの文書の記事

1. 表表紙裏(第一)文書

第一文書では、縦書きの漢字6行と、横書きのアラブ文字6行が読みとれる。また紫に近いが、かつては朱色だったと思われる方形印が2ヶ処に残されている。

A. 縦書きで筆写された文字

- | | | |
|---|------------|--------|
| 1 | 窩蒲 | 蘇盖咬來克 |
| 2 | 式百七十八 | 美拉卜拉托克 |
| 3 | 參斗玖升壹合參勺 | |
| 4 | 式斗陸升捌勺 | |
| 5 | 柒拾壹斤五兩四錢四分 | |
| 6 | 五 | |

(1) 当時の筆者の調査の目的は、ウプサラ大学所蔵の中央アジアの職業別祈祷書(risala)の総覧にあり、D. Gustafsson 氏将来文献以外には、全ての東テュルキー写本を閲覧したわけではない。けれども、同じスウェーデンのLund大学の東テュルキー文献コレクション——これらには「Yarkandにて、D. Gustafssonが購入」と注記のある3点(Prov. No. 193・288・451)も含まれている——をはじめ、各国の諸機関に収蔵されている数百の写本を通覧しても、かような文書を発見できないでいる。

B. 横にペン書きされた文字

- 1 jil akhiri
- 2 Mirābla (tuqī)
- 3 Orfā Sögätäriq ikki yüz yetimish sekkizinchi.
- 4 (Bu)ghday üç du toqquz sheñg
- 5 bir sār üç shaw (?). Qonaq ikki du altı sheñg
- 6 sekkiz shaw (?). Saman yetmish bir jing besh sār tört mithqal

C. ふたつの朱印

ひとつは紙片の左側よりの中下部、漢字の2-3行目の途中から6行目にかけて、アラブ文字の4行目のすぐ上に、一辺 7.2 cm の方形朱印が残っている。それぞれ均等に約 2 cm の幅をもつ3つの枠に分けられた印文には、右から漢文2行・アラブ文字(行数不明)・マンジュ文字2行が記されていることが視認できるものの、判読可能な文字は漢字1行目の3字のみで、これは「莎車直」と読める。

もうひとつは、全く判読できないけれども、同じサイズのもの痕跡が、右側の中上部、上から数センチの処に、斜めに押され、朱印全体の3分の1程度残っている。これは後述するように、「割り印」と考えられる。

2. 裏表紙裏(第二)文書

第二文書では、印刷された罫線と横書きの「由單」2文字及び罫線内の9行の漢字が残っている。ただし、1行目のそれは印字の痕跡があるものの、文字としては判読しえない。そして、それらの上に筆で縦書きされた6行の漢字が読みとれ、ペン書きのアラブ文字が5行あって、押印ふたつが確認できる。また第一文書にはない大学図書館の登録ラベルの小さい紙片が左上部に糊付けされ、アラブ文字の一部が読めなくなっている。

A. 筆書き文字と印刷された漢字 (ゴシック文字と罫線は印刷)

1	(?)	
2	給 由單 照 (?)	來克
3	由 小庄第五百九戸 纏	
4	務宜届期率完清須	
5	稻子	
6	小麥壹斗珣升珣合	
7	單 包穀玖升陸合	
8	草束貳拾伍斤貳兩陸錢四分	
9	光緒十五年 月 日	

B. 横にペン書きされた文字

- 1 Isma'īl
- 2 Orfā Sögātāriq besh yüz toqquzunchi.
- 3 bir du tört shēng tört sār.
- 4 (Qona)q toqquz shēng alti sār.
- 5 yigirmä besh jing

C. 印文

第一文書とはほぼ同じ箇所、同じ大きさの朱印がふたつ押されている。左側の印が罫線に並行して、行儀良く押されている点に第一文書のそれらとの違いがあるが、同一の印章が押されていることは間違いない。印文はこちらのほうが中央部が良く判読できる。

漢字の右から2行目が「隸州印」と読める。それで第一文書と合わせて「莎車直隸州印」と判明する。

アラブ文字は中央部に、右から左書きで5行、漢字に導かれて読むと、以下

のように読める。

1. (Sa)ja 2. (Ji)li 3. (jew) 4. niñg 5. muhuri

莎車 直隸 州 の 印

マンジュ文字は左から隸書風の縦書き2行が確認できるが、第一文書以上に、読み取れない。正確に言えば、他の清代回疆の公印の共通事例から、マンジュ語(清文)・東テュルク語(回語)・漢語と三体併記の印章が用いられた推定しているのだが、まず間違いはあるまい。

3. 両文書の性格

第一文書は筆・ペン書き部分が比較的多く残存しており、第二文書では印刷された漢字と印文が明瞭なことに相異があるけれども、両断片が、ふたつの同種文書であることは容易に判定ができる。

すなわち両者とも、光緒15年(西暦1889.1.31-1890.1.20)に、清朝の回疆統治機関のひとつである莎車直隸州当局が、オーファ(Orfa・窩蒲)地区のセゲット=エリック(Sögätäriq・盖咬来克)村(小庄)の住民テュルキー(纏一民・回一)たちへ発給した地税の納税額通告書(由単)である。ただし、第一文書は同村の第278(ikki yüz yetimish sekkizinchi)戸のミラーブラトック(Mirāblatuqi・美拉托拉克)宛のものであり、第二文書は、第509(besh yüz toqquzunchi)戸のイスマイル(Isma'il・漢字は欠)に出されたものであり、受け取り人が異なっており、当然のことながら税額が違っている別文書である。

次に、その記事の検討から、史料としての両文書の意義に言及してみたい。

三 記事内容の検討

1. 作成年次について

この二通の文書の作成時期が光緒15年であることは、第二文書に明記がある。莎車直隸州という行政区分が存在していたのは、光緒9(西暦1883)年からで、これが莎車府に昇格する光緒28(西暦1902)年までの期間に属してお

り、矛盾はない。

そして、「光緒十 年 月 日」が木版の印刷であり、墨で「五」を書き加えて完成されていることも、前掲の通りである。それでこれらの文書が光緒 10 年から 10 年以内——「二十」を新たに刷り込むまで——の使用を想定して、多量に準備された用紙に記入する書式であったことが明白である。月・日については、印刷されているにもかかわらず、記入されていない。これは、文書の目的が税額の通知であり、年初の耕地所有や、当年の作付け状況に基づき、春～秋の間の某日に発行され、厳格な日付けに、さしたる意味がなかったことに由来しているからであろう。光緒末の内地江南の(易知)由単でも月日を印刷しているにもかかわらず、記入のないままに発給された例を見ることができる。⁽²⁾

次に光緒 15 (1889/1890) 年の紀年をもつ、ふたつの文書が今に伝わる形になった時期について簡単な考究を試みよう。両片は前述のように、サトウク=ポグラ=ハン伝説を中心にした数編の写本の合冊本の表紙の裏に添付されている。この写本に見られる筆写の紀年は A.H. 1305 (A.D. 1887/88) 年から同 1341 (1922/23) 年の間に分布している。また本体の最後の頁(裏の「見返し」の見開き右頁、つまり第二文書の右頁)には、何人かの手によって所有や読了のメモが記されている、ここでも A.H. 1328 (1910/11) 年から 1339 (1920/21) までの間に収まっている。⁽³⁾ これらの内の最も最後の時期、つまりヘジュラ暦の 1341 (西暦 1922/23) 年以降、Gustafsson 氏が購入する 1930 年までの間が、一応考えられるが、疑念がふたつ介在する。まず、光緒 15 (1889/1890) 年の年末の納税の後には、その価値を失う由単を、20 年以上 30 年近くも保存して置くであろう

(2) 村松裕次「近代江南の租棧」東京、1970、pp. 670-671。ただし、民国期のそれらには、月日まで記入された例もあるが(天野元之助「支那農業経済論 中」東京、1943、pp. 52-53)、記入のない由単も存在している(同書 p. 54)。

(3) 写本の最後の頁(131b)、すなわち見開きで第二文書の右側に相当する部分の一番上の行に、「Emīn Akhondniŋ oghli Isma'īl Akhondniŋ kitāpi (エミーン=アホンの子イスマイル=アホンの書)」とある。第二文書の受取人の名前と同じであるけれども、ムスリムの男性に多い名前であり、断定には躊躇せざるをえない。

か。次に、両文書とも写本本体との接合部分(つまり第一文書では左端・第二文書では右端)は相当にすり切れて、判読が困難な状態になっている。これは、両片の文書を用いての表装の後、O-Nova 612 写本が、相当に読み込まれた結果だと考えられる。ヨーロッパへの将来以降に、さまで頻繁に利用された形跡がないことから、これは現地でのことであろう。つまり、スウェーデン=ミッシェンが購入するまでには、表装後かなり時間を経っていたことになる。とすると、上記の様々な紀年は表装後の書き込みと考えたほうが自然なようである。

また同一人物宛の年次の異なる文書ではなく、同じ年の同じ村の別人宛の文書を用いていることに、早めの故紙収集・再利用も想定されるが、文書中の二人の関係が不明な以上、可能性のひとつに留まる。要するに、現段階では、過去の由単を用いて写本の表装をした時期については、正確を期し得ない。

ちなみに、用済みの由単を故紙として、他の資料の表装に再利用する例は、⁽⁴⁾中国内地でも報告されている。

2. 地名について

先述したように、莎車直隸州とあるから、清末のヤルカンド=オアシスに関する文書であることが自明である。

とすると次に「窩蒲… 蘇盖咬来克小庄」[Orfä Sögätäriq]のうち、オーファとはヤルカンド=オアシスの中央部を縦断して流れる大渠(üstäng)に由来する大庄の名前であることが判明する。

セゲット=エリックは、柳樹(sögät)と小渠(äriq)が結びついた「柳樹並木のある小渠」の意味で、回疆では比較的ありふれた名前であるけれども、オーファ大渠の流域に限定すれば、自ずと場所が絞られてくる。筆者は、これを 1855/56(咸豊5/6)年の成立に属する、東京大学東洋文化研究所蔵の『葉爾羌城莊里數回戸正賦各項冊』(以降『大木文書』と略称)に見える、愛吉特虎(総・大)莊

(4) 村松 前掲書 p.312.

内の蘇盖特愛里克莊だと考える⁽⁵⁾。

『大木文書』に拠れば、愛吉特虎莊はヤルカンド回城(現在の莎車鎮回城)から東北 80 里(約 40 km)にあり、『清実録』(乾隆 26 年 3 月丁未の上諭)から、オーファ渠がヤルカンド河と合流する地点に展開していることが判る。それに属する蘇盖特愛里克莊は、『大木文書』には「男婦大小 394 戸 正戸回子^{ママ} 90 名」とあり、平均からすれば、比較的規模の大きな村落であった。

このセゲット=エリックは、1910 年頃の状況を記した『新疆図志』卷 78「溝渠 6」では、窩浦(幹)渠から分水される枝渠のひとつとして掲げられている蘇盖艾来克渠に結びつく。同書には、この渠の所在を莎車府(現在の莎車鎮)の東北 90 里(約 45 km)としており、1884 年の新疆省設置以降、ヤルカンド=オアシス内の行政区画の改編が行われ、愛吉特虎莊(愛濟特呼)莊は拡大した窩浦莊に吸収されたことも記している。それ故、この渠と同名の村が、当該文書に見えるように、窩浦(大庄)の下級行政単位にあるのも当時の実情の反映と見てよい。

この村名は、現在も莎車県の艾力西湖鎮の属たる盖特艾日克村—— Yākān nahiyisi Elishqu baziri Sögäteriq kānt ——として存続している。この情報に拠れば、エリシュク=バザールはヤルカンド県城(莎車鎮)の北 30 km にあり、セゲット=エリック村はバザールの東 6 km に位置し、東はヤルカンド河に接している⁽⁶⁾。

3. 税額と課税対象地の規模について

税額を論ずるために、ここでもう一度、漢語・東テュルク語を合わせて読みとれる、ふたつの文書の、税の記事を整理して掲げておこう。

(5) 拙稿「東京大学東洋文化研究所蔵『葉爾羌城莊里數回戸正賦各項冊』(『甲南大学紀要 文学篇』51) 1983, p. 36.

(6) 喀什地区地名委員会編『喀什地区地名図志』1987, pp. 163-165.,

第一文書：セゲット=エリク村第 278 戸 ミラーブラトックへ通知された税額

コムギ (bughday・欠) 3 斗 (du) 9 升 (shēng) 1 合 (sār) 3 勺 (shaw)⁽⁷⁾

トウモロコシ (qonaq・欠) 2 斗 (du) 6 升 (shēng) 8 勺 (shaw?)

ワラ (saman・欠) 71 斤 (jīng) 5 両 (sār) 4 錢 (mithqal) 4 分 (欠)

第二文書：セゲット=エリク村第 509 戸 イスマイルへ通知された税額

コムギ (欠・小麦) 1 斗 (du) 4 升 (shēng) 4 合 (sār)

トウモロコシ (qonaq・包穀) 9 升 (shēng) 6 合 (sār)

ワラ (欠・草束) 25 斤 (jīng) 2 両 (欠) 6 錢 (欠) 4 分 (欠)

両片の文書に共通するのは、漢語で印刷されている「稻子」の項が、漢文・アラブ文字ともに全くの空白になっていることである。これは当該地の当時の農業事情を思慮すれば、当然のことで、極く一部を除けば、回疆での作付品種は、コムギとトウモロコシであったからである。ただし、ふたりの地稅負担者のコムギとトウモロコシのそれぞれの税額が、彼らの作付け実態に即応していたのかについては、疑わしい。彼らに指定された穀物納税額が、一律にコムギ 60%・トウモロコシ 40% になるからである。⁽⁸⁾そして、これらのデータは、当時の回疆の土地稅制を策定した劉錦棠の光緒 13 年 3 月 5 日付けの「新疆田賦・戸籍造冊，咨部立案摺」に提案されている「穀物稅の徵収にあたっては、コムギを 60%，トウモロコシを 40% で納めさせる（至額征糧石，以小麥六成，包穀四成，公納）⁽⁹⁾」の機械的算出値とみて誤らないであろう。

(7) 漢語の勺 (sháo) に対応する東テュルク語には、shaw と qoshuq がある。文書中のアラブ文字は、KhW あるいは KW としか読めないが、他の容量單位がすべて漢字の音訳であることから、一応このように解釈しておく。回疆にオリジナルな容量呼称がなかったことについては、拙稿「18~20世紀・ウイグルの度量衡について」(『大手前女子大学論集』12 1978) p. 61 を参照のこと。

(8) 第一文書では、コムギとトウモロコシの合計が、6 斗 5 升 2 合 1 勺となることから除算。同じく、第二文書での合算値 2 斗 4 升を分母とする、少数第 2 位の四捨五入の数値。

(9) 『劉襄勳公奏稿』卷 12 (光緒 24 年刊本の影印版，台湾，成文出版社，1968，卷 3 pp. 1557-63)。

劉錦棠が新疆省設置の際に提案し、採用された土地税は、耕地については以下のようなものであった。

「(新疆)各地の状況に応じて、上等地には1畝あたり5升・4升ほどの穀物と5斤のワラを、中等地には1畝あたり3升の穀物と3斤のワラを、下等地には1畝あたり1升5合・1升ほどの穀物と2斤のワラを課す(酌減各案地方情形。上地、每畝科糧五升・四升不等、科草五斤。中地、每畝科糧三升・科草三斤。下地、每畝科糧一升五合・一升不等、科草二斤)」(前掲、「新疆田賦・戸籍造冊、咨部立案摺」)

これが実際に施行されたことには、現地テュルキーの記録からみて明らかである。そこでは、

「漢人たちは……平民たちの土地を計測して、第一級の地の一畝に5斤の糧、第二級の地の一畝に3斤の糧、第三級の地の一畝に1斤の糧、(そして)それに応じた燃料・麦藁を徴収して (Khitâyalar … fuqarâlarınġ yerlärini chizä qilip, birinchi yerniġ bir mügha besh jing äshliq, ikkinchi yergä bir mügha uch jing äshliq, üçünchi yerniġ bir mügha bir jing äshliq, shubu qismda otun saman fiġhan alip)」と述べられている。⁽¹⁰⁾

もとに戻って、当該文書では、ミラープラトックが、コムギとトウモロコシを合わせて6斗5升2合1勺の負担を通知されている。もし彼の耕地が「中等地・第二級地」であったとすると、1畝あたり3升の課税であるから、推算できる面積は約21.7畝ということになる。また彼のワラの負担は71斤5両4錢4分であり、同様に1畝3斤で計算すれば、約23.8畝が得られる。ふたつの数値は一致しないが、等級わけの詳細が不明である現状では、大約のデータで理解しておくしかない。イスマイルの場合も事情は似ていて、穀物税からは約8.0畝、ワラ税からは約8.4畝が予想される。

(10) HAMADA Masami, *L'Histoire de Hotan de Muhammad A'lam*. ZINBUN 15, 1979, p. 42.

4. 回疆の由単の特色

さて、由単という中国の伝統的な公文書のひとつに属する当該文書の特色をいくつか挙げておこう。まず漢語を解さぬ現地の土地所有者の為に、アラブ文字で東テュルク語を併記する書式は、当然のことながら回疆独自のものである。ただし、このような形式の公文書が作成されるようになるのは、光緒年間つまり清朝の新疆再征服以降のことである。⁽¹¹⁾ 光緒4年の新疆回復の直後に、遠征軍の総指揮をとっていた左宗棠は、従前は間接統治のために官と民が隔絶していた反省の上で、これを解決するために、今後「徴収に用いる書類の納税者の名前や税額は、漢文を軸にしてテュルク語を注に添え、皆が理解できるようにさせる（徴収所用券票、其戸名數目、漢文居中、旁行兼注回字、令戸民易曉）」ことを提案していた。⁽¹²⁾ 今回の両文書は、左宗棠の建議が採用され実行されていたことの確実な証拠に他ならない。

それにしても、大まかな税額通知書ではある。一応は、官庁に保管される台帳と同一であることを、対照して確認した証として、両文書の右端には割り印が押されている。これは、ほぼ同時期の江南の由単と同形式である（村松氏 前掲書 p. 671）。しかし税額の根拠となる課税対象地の面積や等級の記事はない。それらが、清朝側（莎車直隸州）の台帳に記載されていた可能性は否定できないものの、納税者の手許に残る書類に明示されていないことは、回疆の由単の大きな特色である。

また納税額通知書の必須要件である納期については、「年末(jil akhiri)」(第一文書)までの「期日に遅れず、完納するように務めるべし(務宜届期, 率完清)」(第二文書)と復原できる。漢文では冒頭におそらく印刷されていたのであろう、この納期の文言だけがアラブ文字で残っているのは、この部分のみが現地

(11) 拙稿「清朝の回疆統治についての二、三の問題——ヤールカンドの一史料の検討を通じて——」(『史学雑誌』88-3, 1979) p. 15.

(12) 『欽定平定陝甘新疆回匪方略』卷310 光緒4年11月初6日辛亥 左宗棠奏(光緒22年刊本の影印版, 台湾, 成文出版社, 1968, 卷29 p. 15359)。

納税者に理解できればよしと、インクで特記したからだと考えることができる。多分、催促の漢語に相当する東テュルク語は原文書には記入されていなかったのではなからうか。納税業務がルーティン化していれば、贅言は不要な要項だからである。

いずれにせよ、納税者の名前に所属の村落・戸番号が含まれると想定すれば、左宗棠が東テュルク語（回文）で添えるべきだと論じた「其戸名・數目」は、当該文書には全てアラブ文字で残っていることになる。そしてまた左宗棠が主張しているように、徴収用の文書は漢文が正文であり、東テュルク語は傍らに添えられた註に過ぎない。両片の文書中に残る東テュルク語の情報が、「年末」の一句を除いて、全て漢文記事の範囲の内にあることの所以に違いない。

ここに清末の回疆統治の改編の特色、すなわちマンジュ軍府制から中華省県制への移行を見ることも、あながち付会とは言えまい。ただし、これを文書行政の上から証明するには、より完全な由単や同様の書式で発給されていたと伝わる收單（納税証明書）および官庁保管の文書の検討が必要であり、それらが現地で非公開である状況からは、将来の課題に委ねておくしかない。

おわりに

本稿で紹介した文書は、時代も新しく、記事内容も通説に変更を迫るような重要なものではない。

わずかに、東テュルク語写本の表装素材に清朝公文書が用いられている例に注意を喚起し、類似の文書の発掘への手懸かりとなれば、そして19世紀末の回疆での徴税業務の実態にひとつの史料を提供できたとすれば、本稿の目的は達成されている。